

事業の発展にお役立てください

マル経融資制度の ご案内

小規模事業者経営改善資金融資制度-



マル経融資とは…

海老名商工会議所の推薦により、小規模事業者の方々が

“無担保・無保証人” “低利”で融資を受けられる公的融資制度です

融資限度額 **2,000** 万円以内

貸付金利 **1.30%**(令和 6 年 3 月 1 日現在)

資金使途 **運転資金、設備資金**

返済期間

運 転
資 金

7年
(据置 1 年)

設 備
資 金

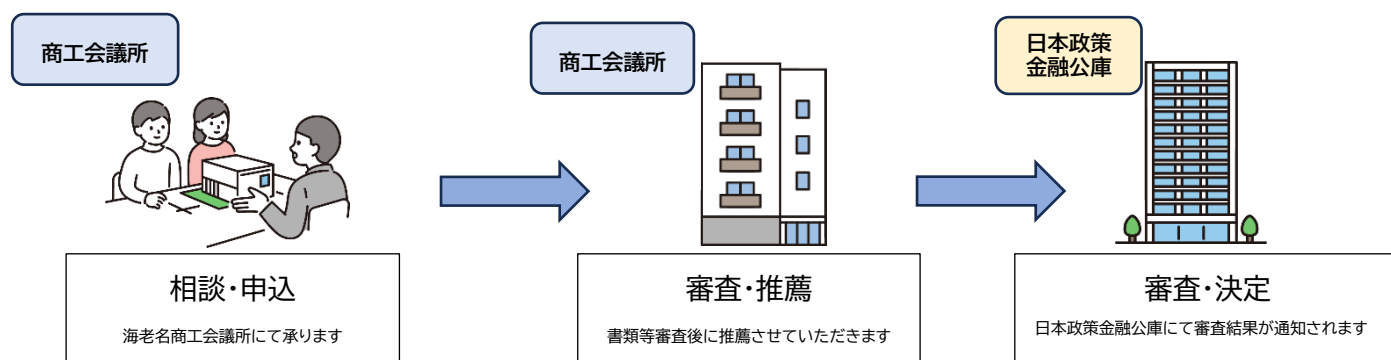
10年
(据置 2 年)



利子補給制度があります

借入金 2,000 万円以下の範囲で、金融機関に支払った利子額の 50%が
融資実行後、36 ヶ月を限度に遡及適用が可能です

マル経融資を受けるには・・・



ご利用頂ける方

従業員数	常時使用する従業員が 20 名以下 （商業・サービス業は 5 名以下 ）
営業年数	海老名市内で 1 年以上事業を営んでいる事
納 税	すべての税金を完納していること
業 種	日本政策金融公庫の融資対象業種であること
経営支援	海老名商工会議所の経営指導を一定期間受けていること

必要書類

1. 実印・印鑑証明書（法人の場合には、個人の実印と両方必要）
2. 決算書控・申告書控（いずれも2期分）
3. 決算後6か月を過している場合、直近の試算表
4. 納税を証明できる書類（所得税・法人税・事業税・県市民税）
5.（法人の場合）履歴事項全部証明書
6.（設備資金の場合）見積書
7.（不動産を所得している場合）土地・建物全部事項証明書（法人の場合は代表者含める） （取得の際は、共同担保目録付 ※現に効力を有するもので取得ください）
8.（許認可業種の場合）営業許可証

※その他必要に応じ、上記以外の書類を提示願うことがあります。



ご相談・お問い合わせは下記までご連絡ください

海老名商工会議所 経営支援課

電話:046-231-5865